

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和6年3月19日 開会時間・午前・午後0時13分 閉会時間・午前・午後0時33分
出席者	川柳 雅裕 南谷 清司 後藤 徹 佐藤 健 栗津 明 藤川 貴雄 河崎 周平 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	副議長 安井 智子	
傍聴者	野口 佳宏 花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長、吉村市長室長、堀市民部長、三輪健幸福祉部長、横山子育て・健幸担当部長、伊藤秘書広報課長、大野市民課長、岩田市民課主幹、佐藤保険年金課長、棚橋保険年金課長補佐、清水税務課長、棚橋収納課長、伊藤高齢福祉課長、熊崎子育て・健幸課長、八島子育て・健幸課長補佐 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	1 付託案件の審査 議第14号 羽島市基金条例の一部を改正する条例について 議第17号 羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 議第18号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第19号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第20号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第21号 羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について 議第22号 羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第23号 羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第24号 羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人	

	<p>員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>議第 32 号 令和 5 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>発議第 1 号 羽島市民の歯と口腔の健幸づくり推進条例について</p>
--	---

【開会＝午後 0 時 13 分】

川柳委員長

これより民生文教委員会を始めさせていただきたいと思  
います。

傍聴の申し出はないようですので、本委員会に付託された  
議案については、タブレット端末に格納したとおりでござい  
ます。既に説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。  
その前に委員長からお願いがあります。委員及び執行部  
におかれましては、簡潔明瞭な質疑と答弁をお願いいたしま  
す。委員におかれましては、極力一問一答で質疑をお願い  
いたします。また、執行部におかれましても、発言する前には  
挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うよう  
にお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言をいただき  
ましても構いません。

それでは最初に、「議第 14 号 羽島市基金条例の一部を改  
正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願いま  
す。

(討論なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第 14 号は原案のとおり可決するこ  
とにご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第 14 号は原案のとおり可決するこ  
とに決しました。

次に議第 17 号についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。

佐藤委員

第 2 条、条例改正後の案の関係ですが、母子家庭等の母及  
び児童という項目が 2 条の 3 号でございます。こちらの「母  
子家庭等」の「等」とは何を指しているかを伺います。

保険年金課長	<p>第2条第3号の「母子家庭等」の「等」につきましては、父母ともにいない子の場合を指しておりまして、母子家庭における母とその子に加えまして、父母ともにいない子とその養育者も福祉医療費の助成対象としているものでございます。</p>
佐藤委員	<p>続きまして、50ページの3条ただし書きの改正案についてですが、市長が特に認める者としてどのようなものをお考えであるか、お考えをお聞かせください。</p>
保険年金課長	<p>市長が特別に認める者につきましては、今のところ特に事例はございません。</p>
川柳委員長	<p>ほかに質疑ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第17号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第17号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第18号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>議案書55ページ、23条改正後の案で、追加される案となっている自動公衆送信の定義にサーバーが特定されていない、ゼロダウンタイムである、例えばブロックチェーンシステムによる情報提供は簡単に検索や表示ができる場合が含まれるか。また、デジタル大辞泉の記載の自動公衆送信の項目によりますと、平成10年1月に改正された著作権法に</p>

<p>子育て・健幸課 長</p>	<p>規定されるもので、インターネット上のサーバーに著作物を置いて、利用者が閲覧、ダウンロードすることによって、その著作物が送信されるような場合がこれに当たると記載されており、サーバーという言葉が含まれ、サーバーの存在が自動公衆送信における当然の前提になっているように見受けられます。今後、技術の進歩等によってサーバーによらない形態も増加することが予想されますが、本条例で自動公衆送信はサーバーによることを要件として含んでいるのかお尋ねいたします。</p>
<p>川柳委員長</p>	<p>まず一つ目のサーバーが特定されていない者による情報提供について、含まれるかというお尋ねについてお答えいたします。改正趣旨を考えますと、そのような形態による情報提供も自動公衆送信の定義に含まれると考えますが、現状では特定されたサーバーを介した情報提供を想定しているところです。</p> <p>続きまして、二つ目のご質問、本条例に言う自動公衆送信はサーバーによることを要件として含んでいるのかというお尋ねにつきましては、必ずしも要件として含んでいるものではないと考えますが、現時点ではサーバーの存在を前提としない形態でのあり方は想定しておりません。</p>
<p>川柳委員長</p>	<p>そのほか質疑ございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>川柳委員長</p>	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
<p>川柳委員長</p>	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 18 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>川柳委員長</p>	<p>ご異議なしと認め、議第 18 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 19 号を議題といたします。</p>

川柳委員長	<p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 19 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 19 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 20 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
後藤徹委員	<p>よろしくお願ひします。私からは議案書 65 ページになります。議第 20 号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例についてお伺ひします。詳細説明で保険料基準額が 6,000 円から 6,200 円に変更と説明をいただきましたが、所得段階と各所得段階の基準額に対する割合は、国の示す基準と比べどのようになっていますかお教えください。</p>
高齢福祉課長	<p>お答えします。所得段階と各所得段階の基準額に対する割合につきましては、所得段階を 9 段階から 13 段階とするなど、国の示す基準と同様としております。</p>
川柳委員長	<p>そのほか質疑ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>

川柳委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第 20 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 20 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 21 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第 21 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 21 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 22 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第 22 号は原案のとおり可決すること</p>

川柳委員長	<p>にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第 22 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 23 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 23 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 23 号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 24 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>議案書 140 ページの 32 条 3 項において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないという改正案でございますが、ウェブサイトに掲載しなくてもよい例外についてお尋ねいたします。</p>
高齢福祉課長	<p>お答えします。例外につきましては、一律に判断できるものでなく、個別の状況、理由により判断することとなります。</p>
川柳委員長	<p>そのほか質疑ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>



川柳委員長	<p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 24 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 24 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>続いて議第 32 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 32 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 32 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>最後に、発議第 1 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>第 11 条の前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健幸づくりを推進するために必要なこととしてどのようなことが考えられますかということで伺います。</p>
野口議員	<p>一応、1 号から 9 号まで 9 つ、基本的な施策を挙げさせていただきましたが、今後、歯科口腔疾患に関する研究ですと</p>

佐藤委員	<p>か、進捗状況、国、県の施策の動向など、新たなニーズが生じることも予想されるので、歯科口腔の健幸づくりを推進する上で必要となる施策をこの条例文で想定をさせていただいたところでございます。</p> <p>この条例によって、歯科上の症状が医科疾患と通常、同時に生じてくるタイプの疾患の場合における医科との連携はどのようになされるものとお考えでしょうか。</p>
野口議員	<p>本条例案の医科歯科連携については、第9条に記載してあるとおりでございます。確かに糖尿病ですとか誤嚥性肺炎、がんなど、生活習慣病あるいは生活習慣病と関連のある個別の病名を挙げておりますが、その他の歯科疾患等と関係を有する疾病ということで条文化をさせていただきました。予防、改善するための施策を連携して推進していくところでございます。参考程度に申し上げますけれども、昨年、日頃の基本的な連携例を羽島市の医師会からご説明をいただきましたが、歯科領域と医科領域が連携し、保健医療サービスを提供するということは、全身麻酔での事故防止ですとか、歯性感染症の予防、手術を受けられるかたに対する口腔機能管理について連携が今進められているところということでお話をいただいたところです。</p>
川柳委員長	<p>そのほか質疑ございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いた</p>

	<p>しました。これをもちまして、民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後 0 時 29 分】</p> <p style="text-align: right;">【協議会開始＝午後 0 時 29 分】</p>
川柳委員長	<p>委員会協議会を開催いたします。執行部からの報告をお願いいたします。</p>
保険年金課長	<p>保険年金課からは羽島市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分につきまして、事前にご依頼を申し上げます。現在、国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律案が審議中でございます。この法律には本年 4 月 1 日からの国民健康保険税に関する改正内容も含まれております。従いまして、今後の国会審議の状況にもよりますが、この法案が可決、公布されましたら、3 月 31 日までに羽島市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、これを専決処分により改正させていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。</p>
川柳委員長	<p>専決処分のいわゆる申し出がありましたので、委員の皆さんご承知ください。</p>
税務課長	<p>ただいま保険年金課からの報告とほぼほぼ重複しますが、税務課からも市税条例の改正に係る専決処分につきまして事前にご依頼申し上げます。説明が重複しますが、現在国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律案が審議中でございます。この法案には本年 4 月 1 日から改正する内容も含まれております。従って、今後の国会審議の状況にもよりますが、この法案の可決、公布に伴い、3 月 31 日までに羽島市税条例の改正が必要となりました場合には、専決処分により改正させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
川柳委員長	<p>そのほかご報告ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは執行部からの報告を終わります。関係者以外のか</p>

たはご退席いただいて結構です。どうもご苦労さまでございました。

(関係者以外退席)

川柳委員長

次に当委員会において、市民と意見交換会を行った結果について、今、お配りしているのは、先日の意見交換会の総括シート、何ページかにまたがってしまいましたので、1ページ両面に少し省略することはできないかということでまとめさせていただきました。事前に委員さんにも小さい紙で行っていると思いますけど、誤字脱字、あるいはこの部分はどうかということでご意見ございましたら、このような報告をしたいというふうに思っています。やはりグループごとにまとめ方が違うので、全部をまとめるのはかなり難しいことかなというふうに思いましたけど、様々な意見が多角的に得られたかなという、今回はまとめにくいということから、逆にそういうようなことを感じました。これによって皆さんがいろいろな思いを持っていることはよくわかったと思いますので、このような報告を議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

川柳委員長

それでは、そのように報告をさせていただきます。以上で民生文教委員会協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりお疲れ様でございました。

【協議会終了＝午後0時33分】